

市民税・県民税の計算方法

◆生命保険料控除額の計算方法（１円未満の端数は切り上げて計算してください。）

新契約（平成24年1月1日以後の契約）		旧契約（平成23年12月31日以前の契約）	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
～12,000円	全額	～15,000円	全額
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
56,001円～	28,000円（上限）	70,001円～	35,000円（上限）
※一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険に適用 ※3種類の控除の合計上限額は70,000円		※一般生命保険・個人年金保険に適用 ※2種類の控除の合計上限額は70,000円	

【新契約と旧契約の双方で適用を受ける場合】

新契約と旧契約の双方で一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ「新契約に基づく控除額」及び「旧契約に基づく控除額」の金額の合計額（上限28,000円）になります。なお、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の合計適用上限額は70,000円となります。

◆地震保険料控除額の計算方法（１円未満の端数は切り上げて計算してください。）

1 地震保険料控除

支払保険料	控除額
～50,000円	支払保険料×1/2
50,001円～	25,000円（上限）

2 長期損害保険契約に係るもの

支払保険料	控除額
～5,000円	支払保険料の全額
5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
15,001円～	10,000円（上限）

◎1、2両方がある場合は、1、2それぞれの方法で計算した金額の合計額（上限25,000円）

◆配偶者控除額（配偶者が70歳以上(527.1.1以前生まれ)の場合は老人控除対象配偶者）

	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円
老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円

◆配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超～100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
100万円超～105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
105万円超～110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
110万円超～115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
115万円超～120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
120万円超～125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
125万円超～130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
130万円超～133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円
133万円超	0円	0円	0円

◆基礎控除額

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超2,450万円以下	290,000円
2,450万円超2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	0円

【寄附金控除を受けられる方へ】

寄附金控除を受けるには、市民税・県民税申告書の裏面「寄附金に関する事項」欄に寄附金額を記入し、寄附金の受領書等を添付してください。

△ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方でも、市民税・県民税申告書を提出すると特例が適用できなくなりますので、ふるさと納税の寄附金額もあわせて申告してください。

納める税金の計算

市民税、県民税の所得割額は下記の図式によって計算されます。それに均等割額を加えた金額が令和4年度に納付していただく税金です。

所得金額

－

所得控除

=

課税所得金額

×

市税率

=

市所得割額

－

市調整控除額

－

市税額控除額

=

市民税所得割

+

市民税均等割

→

市民税

所得金額

－

所得控除

=

課税所得金額

×

県税率

=

県所得割額

－

県調整控除額

－

県税額控除額

=

県民税所得割

+

県民税均等割

→

県民税

○市民税・県民税所得割の税率（速算表）

総所得			分離譲渡所得		
区分	市民税	県民税	区分	市民税	県民税
課税総所得金額	課税総所得金額×6%	課税総所得金額×4%	一般課税短期譲渡所得金額	課税短期譲渡所得金額×5.4%	課税短期譲渡所得金額×3.6%
株式等の譲渡所得			一般課税長期譲渡所得金額	課税長期譲渡所得金額×3%	課税長期譲渡所得金額×2%
上場株式等	課税譲渡所得金額等×3%	課税譲渡所得金額等×2%			
一般株式等	課税譲渡所得金額等×3%	課税譲渡所得金額等×2%			

・課税所得金額に1,000円未満、税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額になります。

○市民税・県民税均等割

・所得金額の多少にかかわらず、一定額を納めていただく税額です。市民税・県民税の均等割額（年額）は次のとおりです。
市民税 3,500円・県民税 2,000円（県民税の均等割には、「あいち森と緑づくり税」の500円が加算されています。）

◎市民税・県民税申告についてわからないこと、詳しいことは清須市税務課市民税係へお尋ねください。

◎税法改正がある場合がありますのでご了承ください。

（令和3年12月作成）

令和4年度 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税の申告が必要な方

清須市

令和4年1月1日現在、清須市に住民登録している方

ただし、次の方は申告書を提出する必要はありません。

- （１）令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する（した）方 ※1
- （２）収入が給与収入のみ（又は公的年金等の収入のみ）で、支払先から清須市に給与支払報告書（又は公的年金等支払報告書）が提出されている方 ※2
- （３）上場株式等の配当等で支払い時において市民税・県民税が源泉徴収された配当所得等又は源泉徴収口座における株式等譲渡所得等のみの方で、申告しないことを選択した方、及びこれらの所得がある方で給与所得又は公的年金等の所得がある方 ※3

- ※1 上場株式等の配当等で支払い時において市民税・県民税が源泉徴収された配当所得等又は源泉徴収口座における株式等譲渡所得等がある方で、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択しようとする場合は、市民税・県民税申告書を提出してください。（令和4年度から、確定申告書の「特定配当等（・特定株式等譲渡所得）の全部の申告不要」欄へ記載すれば、市民税・県民税申告書の提出は不要です。）
- ※2 収入が給与又は公的年金等のみで、源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除等）を受ける場合は、市民税・県民税申告書を提出してください。
- ※3 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける場合は、これらの所得を含めて確定申告書又は市民税・県民税申告書を提出してください。

令和3年中に収入がなかった方や非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった方でも、医療・福祉・保育などのサービスにかかる判定、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の算定や軽減の判定、所得・課税証明書発行等の資料となりますので、市民税・県民税申告書を提出してください。※所得がない場合は、申告書裏面の「◎所得がなかった方の記載欄」も記入の上、提出してください。

申告書を提出する際に必要なもの

- （１）記入済みの申告書
- （２）本人確認書類（個人番号確認書類及び身元確認書類）

※申告書の個人番号欄に個人番号の記載が必要となります。個人番号を確認するためマイナンバーカードや通知カード（氏名、住所等が住民票に記載されている内容と一致している場合に限る）、マイナンバーの記載のある住民票の写しの提示が必要です。（マイナンバーカード以外の場合は、併せて運転免許証や保険証などの本人確認書類等を提示）また、扶養される方の個人番号の記載も必要となります。

（３）令和3年中の収入や控除等がわかるもの

（例）給与所得・年金所得

…源泉徴収票

その他の所得

…収入金額や必要経費がわかる書類

雑損控除

…災害による損失や補てんの金額がわかるもの等

医療費控除

…医療費控除の明細書

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

…セルフメディケーション税制の明細書

社会保険料控除

…控除証明書等、領収書の写し

生命保険料・地震保険料控除

…控除証明書

障害者控除

…障害者手帳の等級などがわかる部分の写し、障害者控除対象者認定書

勤労学生控除

…学生証の写し

寄附金控除

…寄附金の受領書等

令和3年度の申告から「医療費控除の明細書」の添付が必須です。（領収書での申告はできません。）

〈郵送で提出する場合〉

◆郵送で提出される場合は、発送前に申告書に記入漏れがないことを確認し、上記申告書を提出する際に必要なもの（２）の写し及び（３）を同封して、ご送付ください。

◆郵送で提出された場合、後日申告書の内容などについて問い合わせをする場合がありますので、日中にご連絡がつく電話番号をご記入ください。

◆申告書の控えが必要な方は、返信用封筒（宛名を記入し切手を貼ったもの）を同封してください。返信用の封筒がないと返送できませんのでご注意ください。

全て記載済みで完成している市民税・県民税申告書は、申告受付期間中（令和4年2月16日（水）～3月15日（火）まで）、税務課（北館2階）、西枇杷島・清洲・春日の各市民サービスセンターに設置の投函箱にて提出できます。

申告期限は
3月15日

市民税・県民税申告書の提出は、郵送でも受付しています。
郵送での申告書提出にご協力をお願いいたします。

申告書の郵送先・お問い合わせ先

〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地 清須市役所 税務課 市民税係
【電話】 052-400-2911（代表） 【FAX】 052-400-2963（代表） 【E-mail】 zeimu@city.kiyosu.lg.jp

4

1

⑬社会保険料 控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料等がある場合に控除が受けられます。 ※国民年金保険料を申告する場合、支払った保険料の額の証明書を添付又は提示してください。		控除額
			支払額
⑭小規模企業 共済等掛金 控除	あなたが小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、又は地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に控除が受けられます。		
⑮生命保険料 控除	あなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約に係る保険料、介護医療保険契約に係る保険料、個人年金保険契約に係る保険料（いわゆる契約者配当金を除く）を支払った場合に控除が受けられます。		4 ページ 参照
⑯地震保険料 控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く）を支払った場合に控除が受けられます。		
⑰寡婦控除	「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる場合に控除が受けられます。 ①合計所得金額が 500 万円以下であること。 ②以下のいずれかに該当すること。 ◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。		26 万円
	③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。		
⑱ひとり親 控除	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる場合に控除が受けられます。 ①合計所得金額が 500 万円以下であること。 ②総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子がいること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。		30 万円
⑲勤労学生 控除	大学、高等学校、盲学校、養護学校等の生徒等で、前年の合計所得金額が 75 万円以下、かつ、自己の勤労によらない所得（配当、利子、不動産など）が 10 万円以下である場合に控除が受けられます。		26 万円
⑳障害者 控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合に控除が受けられます。 ※扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族についても適用されます。		
	障害者	●身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ●精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方 ●65 歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など	26 万円
	特別障害者	障害者のうち、次の特に重度の障害のある方 ●身体障害者手帳に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級と記載されている方 ●精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 1 級と記載されている方 ●重度の知的障害者と判定された方 ●いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 ●精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方 ※右の（ ）内は特別障害者が同居の場合	30 万円 (53 万円)
㉑配偶者 控除	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、令和 3 年 12 月 31 日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在、生計を一にする配偶者（事業専従者及び内縁関係を除く）の前年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合に控除が受けられます。（配偶者の年齢が 70 歳以上の場合は老人控除対象配偶者となります）		4 ページ 参照
㉒配偶者 特別控除	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、令和 3 年 12 月 31 日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在、生計を一にする配偶者（事業専従者及び内縁関係を除く）の前年中の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合に控除が受けられます。		
㉓扶養控除	令和 3 年 12 月 31 日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在、生計を一にする親族（配偶者、事業専従者を除く）などで、前年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合に控除が受けられます。		
	一般の控除 対象扶養親族	年齢 16 歳以上 19 歳未満の方（平成 15 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日までに生まれた方）、もしくは年齢 23 歳以上 70 歳未満の方（昭和 27 年 1 月 2 日から平成 11 年 1 月 1 日までに生まれた方）	33 万円
	特定扶養親族	年齢 19 歳以上 23 歳未満の方（平成 11 年 1 月 2 日から平成 15 年 1 月 1 日までの間に生まれた方）	45 万円
	老人扶養親族	年齢 70 歳以上の方（昭和 27 年 1 月 1 日以前に生まれた方）	38 万円
	同居老親等 扶養親族	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者のいずれかと同居している方	45 万円
	※16 歳未満の扶養親族は扶養控除対象外ですが、必ずご記入ください。		
㉔基礎控除	あなたの合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に控除が受けられます。		4 ページ 参照
㉕雑損控除	令和 3 年中に災害や盗難、横領などにあった場合は、雑損控除が受けられる場合があります。 控除額の計算は①と②のいずれか多い金額です。 ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計の 10%) ②災害関連支出の金額－5 万円 ※この控除を受ける場合、控除に関する明細書等を添付してください。		

令和 4 年度分 市 民 税 申 告 書

整理番号	
業種又は職業	
電話番号	

清須市長殿	現住所	
	1月1日現在の住所	
	フリガナ	
提出年月日	年 月 日	
氏名		
個人番号		
生年月日	世帯主の氏名	続柄
明・大・昭		
平・令		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
14 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
15 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
16 障害者控除	障害者の氏名	障害の程度	円
17 配偶者特別控除	配偶者の氏名	生年月日	円
18 扶養控除	扶養親族等の氏名	生年月日	円
19 雑損控除	損害の原因	損害年月日	円
20 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	円

1 収入金額等	事業収入	金額
2 所得金額	所得金額	金額
3 所得から差し引かれる金額	所得から差し引かれる金額	金額

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方には給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

○ 給与から差引き(特別徴収) □ 自分で納付(普通徴収)

○ 上場株式等に係る配当所得等、譲渡所得等の申告について

□ 所得税と異なる課税方式を選択する場合はチェックしてください。

※所得税と異なる課税方式を選択する場合は、所得税申告書のコピーを添付してください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

※「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

上場株式等に係る配当所得等、譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、□にチェックをし、納税通知書が送達される日までに所得税申告書のコピーを添付して提出してください。

⑦医療費控除	あなた自身や配偶者、生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合に控除が受けられます。(セルフメディケーション税制との選択適用になります。) 控除額＝支払った医療費－保険金等の補てん額－(「10万円」又は「総所得金額×5%」のいずれか少ない方の金額) (ただし、医療費控除額が200万円より多いときは200万円を限度とします。) ◎この控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」を添付してください。
⑦医療費控除 (セルフメディケーション税制)	健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っている方が、令和3年中にあなた自身や配偶者、生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除を受けることができます。(この特例は、従来の医療費控除との選択適用になります。) 控除額＝支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金等の補てん額－1万2千円 (ただし、この場合の医療費控除額は8万8千円を限度とします。) ◎この控除を受ける場合には、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。

①営業等所得	販売製造、修理、飲食店、建設業、サービス業などいわゆる営業から生ずる所得や、弁護士、医師、外交員、大工などの自由職業から生ずる所得をいいます。(収入金額－必要経費)					
②農業所得	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得をいいます。(収入金額－必要経費)					
③不動産所得	土地や建物、不動産の上に存する権利などの貸付けから生ずる所得をいいます。(収入金額－必要経費)					
④利子所得	公社債、預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託等の収益の分配による所得をいいます(源泉分離課税されるものを除く)。					
⑤配当所得	株式又は出資の配当による所得をいいます。 なお、特定口座の源泉徴収口座を利用した上場株式等に係る配当等(大口株主等は除く)については、配当割が5%源泉徴収されますので申告の必要はありません。(総合課税か申告分離課税のいずれかを選択して申告することもできます。また、納税通知書が送達される日までに確定申告書とは別に市民税・県民税の申告書を提出することにより所得税と異なる課税方式を選択することができます。市民税・県民税において申告分離課税を選択する場合は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。)					
⑥給与所得	給料、賃金、賞与、専従者給与などの所得をいいます。 給与所得の計算は右記のとおりです。 ※(A)＝収入金額÷4 (千円未満の端数切り捨て)	給与等の収入金額(円)		給与所得金額(円)		
		0～550,999		0		
		551,000～1,618,999		収入金額－550,000		
		1,619,000～1,619,999		1,069,000		
		1,620,000～1,621,999		1,070,000		
		1,622,000～1,623,999		1,072,000		
		1,624,000～1,627,999		1,074,000		
		1,628,000～1,799,999		(A)×2.4+100,000		
		1,800,000～3,599,999		(A)×2.8－80,000		
		3,600,000～6,599,999		(A)×3.2－440,000		
6,600,000～8,499,999		収入金額×0.9－1,100,000				
8,500,000～		収入金額－1,950,000				
【所得金額調整控除】 次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、給与等所得から所得金額調整控除が控除されます。 (1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。						
(1)	あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合 所得金額調整控除額＝(給与等の収入金額※－850万円)×10%(最大15万円) ※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円で計算					
(2)	あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合 所得金額調整控除額＝(給与所得控除後の給与等の金額※＋公的年金等の雑所得の金額※)－10万円(最大10万円) ※それぞれ10万円を超える場合は10万円で計算					
⑦雑所得 (公的年金等)	国民年金、厚生年金、恩給などの所得をいいます。なお、遺族年金、障害年金は所得に含まれません。公的年金等の雑所得の計算は以下のとおりです。					
	受給者の 年齢	公的年金等の 収入金額(円) (A)	公的年金等雑所得金額(円)			
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
	65歳以上 S32.1.1 以前 生まれ	～3,299,999	(A)－1,100,000	(A)－1,000,000	(A)－900,000	
		3,300,000～ 4,099,999	(A)×75%－ 275,000	(A)×75%－ 175,000	(A)×75%－ 75,000	
		4,100,000～ 7,699,999	(A)×85%－ 685,000	(A)×85%－ 585,000	(A)×85%－ 485,000	
		7,700,000～ 9,999,999	(A)×95%－ 1,455,000	(A)×95%－ 1,355,000	(A)×95%－ 1,255,000	
		10,000,000～	(A)－1,955,000	(A)－1,855,000	(A)－1,755,000	
		65歳未満 S32.1.2 以後 生まれ	～1,299,999	(A)－600,000	(A)－500,000	(A)－400,000
	1,300,000～ 4,099,999		(A)×75%－ 275,000	(A)×75%－ 175,000	(A)×75%－ 75,000	
	4,100,000～ 7,699,999		(A)×85%－ 685,000	(A)×85%－ 585,000	(A)×85%－ 485,000	
	7,700,000～ 9,999,999		(A)×95%－ 1,455,000	(A)×95%－ 1,355,000	(A)×95%－ 1,255,000	
	10,000,000～		(A)－1,955,000	(A)－1,855,000	(A)－1,755,000	
	⑧雑所得 (業務)		原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得をいいます。(収入金額－必要経費)			
	⑨雑所得 (その他)	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記雑所得以外のものによる所得をいいます。(収入金額－必要経費)				
	⑩総合課税の 譲渡所得	土地、建物等以外の資産の譲渡による所得をいい、具体的には、書画、貴金属、骨とう品等(商品、製品等のたな卸資産は除かれます。)の譲渡をいいます。特別控除額は最高50万円です。				
	⑪一時所得	法人から贈与を受けた金品や賞金、懸賞当せん金品、競輪の払戻金、生命保険契約に基づく一時金や損害保険の満期返戻金などの一時的な所得をいいます。特別控除額は最高50万円です。				